

重要事項説明書

合同会社 あいいろ

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町 1 丁目 225 番地
TEL 0858-24-6960 FAX 0858-24-6961

訪問看護ステーションはるかぜ

〒682-0812 鳥取県倉吉市下田中町 906-2
TEL 0858-27-0090 FAX 0858-27-0092

重要事項説明書（指定訪問看護・指定介護訪問看護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護又は介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	合同会社 あいいろ
代 表 者 名	小林 健
所在地・連絡先	(所在地)〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町 1 丁目 225 番地 (TEL)0858-24-6960 (FAX)0858-24-6961

2 事業所の概要

(1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションはるかぜ
所在地・連絡先	(所在地)〒682-0812 鳥取県倉吉市下田中町 906-2 (TEL)0858-27-0090 (FAX) 0858-27-0092
事業所番号	3160390146
管理者の氏名	足立 好美

(2)事業所の職員体制

従業者の 職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤 (人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			1. 主治の医師の指示に適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います 2. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3. 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指導命令を行います。
理学療法士	1	1				1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のリハビリサービスを提供します。 2. 訪問日、提供したリハビリ内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。
看護職員 (看護師/ 准看護師)	6	3		1	2	1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2. 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。
作業療法士	1			1		1. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2. 訪問日、提供したリハビリ内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。
精神保健福祉士	0					必要機関との連携、社会資源の利用相談

(3)通常の事業実施地域

通常の事業 実施地域	倉吉市、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、三朝町
---------------	----------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4)営業日・営業時間等

営 業 日	月曜日から土曜日(12/31～1/3 は除く)
営 業 時 間	9:00～17:00
看 護 サ ー ビ ス 提 供 日	月曜日から日曜日まで
看 護 サ ー ビ ス 提 供 時 間	8:30～17:30
リハビリサービス提供日	月曜日から金曜日まで ※相談可
リハビリサービス提供時間	8:30～17:30 ※相談可

訪問看護サービスにおいては24時間対応の連携体制を実施しています。

サービス提供時間外でもご相談ください。(看護サービスのみ)

このサービスのご利用を希望されるかたはお申し出ください。

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 【具体的な訪問看護の内容】 (1)病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備) (2)日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など) (3)医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談) (4)リハビリテーション(関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練) (5)認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言) (6)精神的支援をはじめ総合的な看護 (7)その他(家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

■訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)の作成及び評価等

担当の看護・リハビリ(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

■リハビリテーション専門職によるサービスのみをご利用の方へ

訪問看護ステーションからのリハビリテーション支援は訪問看護の一環として実施されるものであるため、看護師との連携が必要です。

このことにつき、以下の点についてご了承ください。

- ① リハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が、看護師の代わりに訪問するものであること。
- ② 訪問看護計画書および報告書は、リハビリテーション専門職と看護師が連携して作成するものであること。
- ③ このため、新規にご利用を開始される方、2ヶ月以上の休止期間ののちご利用を再開される方については、開始時に看護師が訪問し、利用者様の状況について確認させていただくこと。
- ④ 訪問看護指示書の内容に変更があった場合、本人様や家族様の状況に変化があった場合などを含め、利用者様や家族様の状態の確認のため概ね 3 か月に 1 回の頻度にて看護師の訪問を予定させていただくこと。
- ⑤ 上記の連携を通じ看護師による積極的な支援が必要と判断され、関係者の同意のもとケアプランに看護師による訪問が位置付けられた場合は、リハビリテーション支援と別にサービス提供すること。

■適用される保険について

- ① 要介護認定(要支援または要介護)をお持ちの利用者様については、原則として介護保険が適用されます。
- ② 要介護認定をお持ちでない利用者様については、疾患の状況など関係法令の基準や主治医により訪問看護の必要性が判断され、「訪問看護指示書」が交付された時には医療保険適用でのサービス提供を受けることができます。
- ③ 介護保険を適用してサービス提供を受けている利用者様について、主治医の判断により頻回の訪問が必要な場合は「特別訪問看護指示書」が交付されます。特別訪問看護指示書の有効期間内においては、医療保険適用にて訪問看護サービスが提供されます。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

介護保険による訪問看護

※要介護者など介護保険の被保険者で主治医が訪問看護を必要と認めた方。

【 料金表 】

■訪問看護（地域区分 1 単位：10.0 円）

サービス提供時間		サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
看護師による 場合	20 分未満／日	314 単位	¥3,140	¥314	¥628	¥942
	20 分以上 30 分未満 ／日	471 単位	¥4, 710	¥471	¥942	¥1,413
	30 分以上1時間未満 ／日	823 単位	¥8, 230	¥823	¥1,646	¥2,469
	1時間以上 1時間 30 分未満／日	1128 単位	¥11, 280	¥1,128	¥2,256	¥3,384

サービス提供時間		サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
理学療法士等による場合	20 分／日	294 単位	¥2,940	¥294	¥588	¥882
	40 分／日	588 単位	¥5,880	¥588	¥1176	¥1,764
	60 分／日	794 単位	¥7,940	¥794	¥1558	¥2,382
	20 分／日 (1日に2回以上の場 合)	147 単位	¥1,470	¥147	¥294	¥441

夜間(午後6時から午後10時)・ 早朝(午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

■訪問看護加算項目

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額			内 容
			1 割	2 割	3 割	
初回加算	300 単位	¥3,000/月	¥300	¥600	¥900	契約した月のみ
緊急時訪問看護加算	574 単位	¥5,740/月	¥574	¥1,148	¥1,722	利用者又はその家族等からの要請に基づき、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携して、介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合加算
特別管理加算Ⅰ	500 単位	¥5,000/月	¥500	¥1,000	¥1,500	在宅悪性腫瘍指導管理在宅気切指導管理
特別管理加算Ⅱ	250 単位	¥2,500/月	¥250	¥500	¥750	在宅指導酸素療法指導管理料を受けている状態。人工肛門等設置真皮超える褥瘡点滴3回
長時間訪問看護加算	300 単位	¥3,000/回	¥300	¥600	¥900	特別管理加算Ⅰ・Ⅱ対象
訪問看護 退院時共同指導加算	600 単位	¥6,000/回	¥600	¥1,200	¥1,800	病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師やスタッフと共同して指導を行う
ターミナルケア加算	2,500 単位	¥25,000/月	¥2,500	¥5,000	¥7,500	
複数名訪問加算Ⅰ 30 分未満	254 単位	¥2,540/回	¥254	¥508	¥762	同時に 2 人の看護師等による訪問であること
複数名訪問加算Ⅰ 30 分以上	402 単位	¥4,020/回	¥402	¥804	¥1,206	

■介護予防訪問看護

サービス提供時間		サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
看護師による 場合	20 分未満／日	303 単位	¥3,030	¥303	¥606	¥909
	20 分以上 30 分未満 ／日	451 単位	¥4,510	¥451	¥902	¥1,353
	30 分以上1時間未満 ／日	794 単位	¥7,940	¥794	¥1,588	¥2,382
	1時間以上 1時間 30 分未満／日	1090 単位	¥10,900	¥1,090	¥2,180	¥3,270

サービス提供時間		サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
理学療法士等による場合	20 分／日	284 単位	¥2,840	¥284	¥568	¥852
	40 分／日	568 単位	¥5,680	¥568	¥1,136	¥1,704
	60 分／日	764 単位	¥7,640	¥764	¥1,528	¥2,292
	20 分／日 (1日に2回以上の場合)	142 単位	¥1,420	¥142	¥284	¥426

■介護予防訪問看護加算項目

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額			内 容
			1 割	2 割	3 割	
初回加算Ⅰ	350 単位	3,500 円/回	350 円	700 円	1050 円	
初回加算Ⅱ	300 単位	3,000 円/回	300 円	600 円	900 円	

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

医療保険による訪問看護

※主治医が訪問看護と認めた方。介護保険の対象でない(非該当)介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や症状の方。急性増悪等により頻回訪問看護を要する方。

精神科に通院されている方で、主治医が訪問看護の必要性を認めた、訪問看護の利用を希望されている方。

【 料金表 】

■訪問看護基本療養費(Ⅰ)

	週3回まで	週4回以降
看護師・理学療法士	5,550 円	6,550 円
准看護師	5,050 円	6,050 円
(精神科のみ)	週3回まで(30 分未満)	週4回以降(30分未満)
看護師・理学療法士	4,250 円	5,100 円
准看護師	3,870 円	4,720 円

■訪問看護加算項目

項目	金額	算定条件
訪問看護管理療養費	7,710 円	1月初日
	3,010 円	1月の2日目以降
24時間対応体制加算	6,520 円	1月に1回算定
在宅患者連携指導加算	3,000 円	1月に1回算定
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円	
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	1月に1回算定
長時間訪問看護加算	5,200 円	週1日を限定
難病等複数回訪問加算	4,500 円	1日2回
	8,000 円	1日3回以上
乳幼児加算	1,400 円	6歳未満
複数名訪問看護加算	4,500 円	他の看護師等と行う場合
	3,800 円	他の准看護師等と行う場合

緊急時訪問看護加算	2,650 円	月14日まで/日
	2,000 円	月15日以降/日
夜間・早朝訪問加算	2,100 円	18～22時・6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200 円	22時～6時
特別管理加算	2,500 円	月に1回
	5,000 円	重症度等の高いもの(月に1回程度)
退院時共同指導加算	8,000 円	当該退院または退所につき1回を限度
精神科重症患者支援管理加算	5,800 円	要件に該当する場合のみ
特別管理指導加算	2,000 円	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
退院支援指導加算	6,000 円	
訪問看護在宅医療情報連携加算	1,000 円	
訪問看護ターミナル療養費	25,000 円	
ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,050 円	

注) 准看護師がサービスを提供する場合、介護報酬10%減額になります。上記金額に負担率を乗じた金額が自己負担額となります。訪問回数、週3回まで、1回につき1時間30分以内です。身体障害者医療受給者や特定疾病医療受給者など、公費対象の方の場合利用金額が免除もしくは軽減されます。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画書に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※自立支援医療(精神通院医療)を利用する場合は、原則1割負担となります。

■訪問看護加算項目

夜間(午後6時から午後10時)・早朝(午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

■24時間対応体制加算

- 1、当事業所では、営業時間(9:00～17:00)外の緊急連絡先番号を全利用者共通としております。
- 2、「24時間対応体制加算」に同意されていない利用者様からの営業時間外のお電話につきましては、原則として翌営業日の対応となります。
- 3、前項の規定にかかわらず、営業時間外に看護師による体調相談やお薬の関する相談等の対応(電話による口頭アドバイス)を希望される場合は、保険外(自費)サービスとして、以下の通り料金を申し受けます。
 - ① 営業時間外・電話相談料:1回につき500円(税込)
 - ② 夜間対応料金(22:00～7:00):1回につき1,000円(税込)

※相談時間は1回あたり15分以内を目安とします
 ※当月分の相談回数をまとめ、翌月の利用料金と合わせてご請求いたします。
- 4、ただし、上記相談中に看護師が「緊急性が極めて高い」と判断した場合(生命の危機等)は、相談を中断し、主治医への連絡や救急車の要請(119番)へ誘導を優先いたします。その際も、お電話への応対が行われた場合は上記料金が発生いたします。
- 5、本サービスは電話による相談対応のみであり、**夜間・休日の緊急訪問看護(看護師が自宅に駆けつける対応)は行いません。**緊急訪問を含めた24時間体制をご希望の場合は、別途「24時間対応体制加算」のご契約が必要となります。

- ☐ 私は、訪問看護ステーションの24時間対応体制加算により、緊急時の場合相談または訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。

※緊急連絡先(オンコール) 0858-27-0090

- ☐ 私は、病気の状態から()管理が必要な為、特別管理加算を算定することに同意します
- ☐ 私は、長時間の訪問を要する場合に対し、1回の訪問が90分を超えた場合週1回長時間訪問看護加算を算定することを同意します。
- ☐ 私は、必要があって同時に複数の訪問看護師による指定法訪問看護を実施した場合、複数名訪問看護を算定することに同意します。
- ☐ 私は、複数回の訪問の必要があり、指定訪問看護を実施した場合、難病等複数回訪問看護加算を算定することに同意します。

■交通費

看護・リハビリは通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

交通費免除対象者：自立支援医療(精神通院医療等)受給者、生活保護受給者

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■衛生材料等について

衛生材料(テープ・ガーゼなど)等は実費をご負担ください。

■死後の処置について

エンゼルケアの費用として 20,000 円ご負担ください。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合のキャンセル料は不要です。

利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合も不要です。

■利用料等のお支払方法

毎月、10 日前後に前月分の請求をいたします。可能な限り口座引き落としをお願いします。

その他別途ご相談ください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保険・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努めて在宅ケアの推進を図ります。

(3) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
訪問看護師の変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	有	随時

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密保持と個人情報の取扱いについて

(1)事業者は個人情報保護法及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

(2)事業者及びその従業者は、利用者又はその家族より取得したすべての個人情報について、前述のガイダンスに規定する秘密保持に準じて取り扱うこととします。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先(ご家族、主治医、居宅介護支援等)にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護・介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 衛生管理等

- 1 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11 ハラスメント行為の禁止と対応について

当事業所では、職員が安心・安全に質の高い訪問看護サービスを提供するため、利用者様およびご家族様による以下の行為を禁止しています。

【禁止される行為の具体例】

- 1、**身体的暴力**
叩く、蹴る、物を投げつける、胸ぐらをつかむ等の行為
- 2、**精神的暴力・暴言**
大声で怒鳴る、人格を否定する発言、理不尽な要求を繰り返す、SNS 等への誹謗中傷等
- 3、**セクシャルハラスメント**
不必要な身体への接触、性的な発言・冗談、卑猥な画像の提示等
- 4、**過剰な要求・業務妨害**
契約外のサービス(家事等)の強要、時間外訪問の執拗な要求、長時間の拘束等

【ハラスメント発生時の対応】

万が一、上記に該当する行為が認められた場合、事業所の判断により以下の対応をとる場合があります。

- ・ 訪問看護師の安全を確保するため、その日の訪問看護サービスをその場で中止(中断)します。
- ・ 状況改善のため、複数名での訪問体制への変更、または管理者による面談、指導を行います。
- ・ 再三の注意や改善要求にもかかわらず状況が改善されない場合、訪問看護契約を解除させて頂くことがあります。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した訪問看護・介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

訪問看護ステーションはるかぜ 相談事務室	受付時間 8:30~17:30 連絡先 TEL:0858-27-0090 FAX:0858-27-0092 面談場所(事業所相談室) 窓口責任者 看護師 足立好美
倉吉市 長寿社会課	0858-22-7851
北栄町 福祉課	0858-37-5875
湯梨浜町 福祉課	0858-35-5378
三朝町 福祉課	0858-43-3520
琴浦町 福祉あんしん課	0858-52-1715
鳥取県国民健康保険団体連合会 (苦情相談専用)	0857-20-2100

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者様又は家族様に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護(介護予防訪問看護)のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

年月日: 年 月 日

事 業 者

事業所所在地	鳥取県倉吉市下田中町 906-2
事業者(法人)名	訪問看護ステーションはるかぜ
事業所番号	3160390146
事業主名	合同会社 あいいろ
事業主所在地	鳥取県倉吉市福庭町 1 丁目 225 番地
代表者名	小林 健

説 明 者 氏 名

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者様が署名押印出来ない場合は家族様・代理人様で署名をお願いいたします。

年 月 日: 年 月 日

利 用 者 本 人 住 所

氏 名

(署名・法定)代理人 住 所

氏 名

(続柄)
